

## 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例にかかる検証について

### 1 検証の目的

当該条例の附則において、「この条例の規定については、この条例の施行後おおむね三年ごとに、この条例の施行の状況、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の関係法律の見直しの状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されています。

条例が全面施行された平成 31 年 4 月から 4 年 8 か月が経過し、令和 3 年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正により令和 6 年 4 月から事業者の合理的配慮の提供の義務化など見直しが行われることから検証を行うものです。

### 2 現行条例の検証

#### (1) 障がいを理由とする差別を解消するための措置

##### (条例第 12～15 条関係)

職員の対応に関する要領を策定し、合理的配慮の提供等、職員が適切に対応するよう定めています。また、不当な差別的取扱いを防止し、合理的配慮の提供を的確に行うことができるよう相談対応事例を県ホームページに掲載し事例の具体化を図るとともに、バリアフリーの推進等による環境の整備に努めています。

さらに、令和 5 年 5 月から新たに障がい者差別解消啓発推進員 1 名を設置し、事業者にアウトリーチによる周知・啓発を行い、事業者への支援を行っています。

#### (2) 相談体制 (条例第 16、17 条関係)

平成 31 年 4 月から、条例第 17 条の規定に基づき、相談員 (三重県障がい者差別解消専門相談員) を 1 名設置しました。障がい者やその家族等からの相談対応にとどまらず、事業者からの合理的配慮に関する個別相談にも幅広く対応をしています。

相談員が相談対応した件数

年度	行政機関等			事業者			雇用分野	その他	合計
	不当な差別的取扱い	合理的配慮	環境の整備	不当な差別的取扱い	合理的配慮	環境の整備			
令和元	2	6	0	1	3	1	9	33	55
令和2	0	0	0	1	6	0	6	62	75
令和3	0	3	0	1	3	0	7	70	84
令和4	0	7	0	1	3	0	4	69	84

※主な相談内容は別紙参考のとおりです。

**(3) 紛争の解決を図るための体制（条例第 18～24 条関係）**

条例では、相談を経ても解決が難しい差別事案について、助言・あっせんの申立てがあった場合、知事は必要に応じて第三者機関に諮問し、助言・あっせんを行うこととしており、諮問を受ける第三者機関として三重県障がい者差別解消調整委員会を設置しています。

なお、これまでに助言・あっせんの申立てはありません。

**(4) 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策（条例第 25～31 条関係）**

条例では、障がい者の自立及び社会参加の支援等として、「障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援」「教育」「就労の支援に係る情報の共有等」「情報の利用におけるバリアフリー化等」「災害時等における支援」「選挙等における投票の支援」「啓発活動」が規定されており、みえ障がい者共生社会づくりプランに基づき、取組を進めています。

**(5) 共生社会の実現に向けた施策の推進（条例第 32、33 条関係）**

三重県の障害者計画である「みえ障がい者共生社会づくりプラン」については、三重県障害者施策推進協議会の意見聴取のうえ策定し、共生社会の実現に向けた取組を推進しています。また、三重県障がい者差別解消支援協議会を設置し、差別事案や合理的な配慮の提供の事例等について情報共有や事例検証を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別解消に向けた取組を行うとともに、その結果については県のホームページで公表しています。

上記（１）から（５）の取組状況を踏まえ、次のとおり、現行条例に基づき、引き続き対応していきたいと考えています。

差別を解消するための措置については、職員対応要領に基づき合理的配慮の提供、社会的障壁の除去のための環境の整備に引き続き取り組んでいきます。また、相談対応事例を県ホームページに掲載するとともに、事業者にアウトリーチによる周知・啓発を行い、事業者への支援を行っていきます。

相談体制については、引き続き、専門相談員を中心に、障がい者やその家族等からの相談について丁寧に対応していきます。

また、相談での解決が困難な差別事案について助言・あっせんの申立てがあった場合には、必要に応じて、諮問機関である三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴きながら、適切に対応します。

さらに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策をみえ障がい者共生社会づくりプランに基づき着実に推進するとともに、三重県障がい者差別解消支援協議会において、差別事案や合理的な配慮の提供の事例等について情報共有や事例検証、結果の周知を行うなど、引き続き関係機関と連携して障がい者差別解消に向けた取組を行っていきます。

### **3 障害者差別解消法改正への対応**

#### **（１）国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加**

法改正により、国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないとされます。

これに伴い、条例第 6 条における県の国等との連携協力の努力規定のうち、国及び市町との連携・協力については、義務規定とする必要があります。

#### **（２）事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化**

法改正により、事業者は社会的障壁（障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る合理的な配慮の提供をしなければならないとされます。

これに伴い、条例第 11 条における事業者の合理的な配慮の提供の努力規定について、義務規定とする必要があります。

### (3) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- ① 国が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針において、支援措置の実施に関する事項が追加されました。

国の基本方針に関することであるため、条例への影響はありません。

- ② 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務が明確化されました。

県では、条例第 17 条第 6 項において「県は、相談員の相談業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談員に対し、相談業務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。」と規定しており、専門相談員の設置と相談スキルの向上につながる研修機会を確保しています。

- ③ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとされました。

県では、条例第 13 条において不当な差別的取扱い等の事例の具体化について規定しており、さらに、第 15 条において事業者に対する情報提供、第 33 条において差別事案等についての検証及び県民への周知について規定しています。

そのため、県や市町の相談窓口で受けた不当な差別的取扱い、合理的な配慮の提供や環境の整備に関する相談事例については、代表的な事例をとりまとめ、県のホームページで公表し、広く情報の提供に努めています。

以上のことから、今回の法改正を受け、上記（1）、（2）について、別紙新旧対照表のとおり条例改正したいと考えています。

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例(案)  
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(国等との連携協力)</p> <p>第六条 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、<u>国、市町と連携し、及び協力しなければならない。</u></p> <p>2 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、<u>関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(国等との連携協力)</p> <p>第六条 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、<u>国、市町、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。</u></p>
<p>(事業者における障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第十一条 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を<u>しなければならない。</u></p>	<p>(事業者における障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第十一条 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を<u>するように努めなければならない。</u></p>

## 【参考】

障がい者差別解消専門相談員が対応した具体的相談事例（抜粋）

### <不当な差別的取扱い>

#### 《事例①》

（精神）

##### 相談内容

引っ越しのため、不動産会社へ行ったとき、「会社の決まりで精神障がいの方は審査が通らないので、紹介できない」と断られた。

障がいを理由に契約を拒否するのは、偏見ではないか。

##### 経過・結果

不動産会社の店長から、「最終的には借主が決めることなので契約に至らないことはあるが、精神障がいの人には紹介しないと言う決まりはない。」とのこと。

相談者は他の不動産会社で引っ越し先が決まっていたため、不動産会社からの回答を伝え、相談を終えた。

### <合理的配慮の提供>

#### 《事例②》

（聴覚）

##### 相談内容

民間団体で「みえ出前トーク」を利用して講演会の開催を予定しているが参加予定者から情報保障（要約筆記）の申し出があった。

「みえ出前トーク」の目的が「県民と県職員の意見交換」とあり、県の事業と考えられるので、県に情報保障してもらいたい。

##### 経過・結果

「みえ出前トーク」を所管する担当課と相談を受けた窓口との間で協議を行い、「みえ出前トーク」の趣旨や位置づけの確認をし、県民の「声」を聴く県の広聴事業と位置付けているものであることから、県において情報保障を行うとするルールを明確化した。

### 《事例③》

(肢体・言語)

#### 相談内容

病院で治療に関する同意書に自署できないので、医師に同意の意思を示したうえで同行者に代筆してもらおうと言ったが、「代筆は家族もしくは身元引受人によるもののみと内部で規定しているため、ご家族に電話で説明して同意書を送付し署名・押印してもらうか、家族に同行してもらって署名・押印してもらわなければならない」と言われた。成人で自身の意思表示もしているのに代筆を認められないか。

#### 経過・結果

病院に相談内容を伝え、署名の方法を一律に決めるのではなく、障がいのある人それぞれの状況に応じて考えることが重要と説明。医療機関から、「文字盤を使用して相談者の意思を確認すること、そのうえで同行者の代筆により同意書署名をいただく。相談者は電話ができないため、次回来院時に、相談者に直接同意書の署名方法を伝える。」との回答があった。

### 《事例④》

(肢体)

#### 相談内容

数年間住んでいるアパートの共有部分に段差があり、管理会社に手すりを設置してほしいと申し出たが断られた。障がい者差別ではないか。

#### 経過・結果

賃貸住宅に係る団体にこのような事例の対応などを確認。管理会社に状況を確認し、合理的配慮について説明。

手すりの設置について、管理会社と管理に支障がないよう相談しながら条件に合う手すり等を探してもらうこととなった。

## 《事例⑤》

(知的)

### 相談内容

障がい特性から、職場でお客様に迷惑をかけてしまうことがあり、落ち込んでしまう。どうすればよいか。

### 経過・結果

職場の方と話し合いの結果、職場内に相談者が落ち着けるスペースを作ること、店内に障がいのある方が対応していることへの理解のお願いを表示することとなった。

その後、働きぶりなどから他部署へ移動し、落ち着いて働いているとのこと。

## 《事例⑥》

(肢体)

### 相談内容

知り合いのスポーツチームの練習の見学に行ったとき、体育館内ではシートを敷いて椅子を利用すると聞いていたが、体育館職員から「規則にない」という理由で体育館内では見学できないと言われ、体育館の入り口付近で見学をした。

職員とのやり取りを見て心配したチームメンバーが来たら、メンバーに向かって話をしたので不愉快な思いをした。

障がい者差別解消に関する県条例の話をしてようやく「今後は対応する」と言われたが、どのような対応になるのか確認してもらえないか。

### 経過・結果

体育館職員が「(無償で)椅子とシートの貸出はできない」と言ったことが「体育館内で椅子は使用できない」と伝わってしまった様子。

また、チームの方が代表者だと思って説明したとのこと。

県条例に関しては、認識が不足し申し訳なかったと言われ、今後は合理的配慮として、障がいのある方には椅子とシートを無償で貸し出すことになったと回答があったため、相談者に体育館の今後の対応などを伝えた。

## 《事例⑦》

(色覚)

### 相談内容

色覚障がいの子どもは、黒板の文字や採点のペンの色などが見えにくいと言っている。それが原因か、最近学校に行きにくい様子。

学校には様々な子どもがいることを考慮して、色覚障がいに対応したチョークの使用など考えてもらえないか。

### 経過・結果

相談者は教育委員会、学校などに話すことは希望されず、県からそれぞれの学校に伝えてほしいとのことであった。具体的な支援の希望があれば、再度ご相談いただくよう依頼するとともに、県教育委員会に相談内容を情報共有した。

## 《事例⑧》

(視覚)

### 相談内容

専門学校 (A) 入校の際に、機械で検査をされると言われた。障がいにより機械を使用しない方法での検査を希望したが、できないと言われて入校できなかった。これは差別ではないか。

### 経過・結果

専門学校の関係機関に確認したところ、「機械で検査ができない方には機械を使用しない方法で検査をするように周知している」とのこと。

また、他の専門学校では、機械を使用しない方法による検査もできると確認できたため、相談者に伝えた。

相談者の意向で、専門学校 (A) には相談があったことを伝えず、他の専門学校への入校を考えるとのことであった。